

いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書

いちき串木野市及び阿久根市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、甲区域の住民の安全を確保するとともに、環境の保全を図ることを目的として、乙が鹿児島県及び薩摩川内市との間に締結している「川内原子力発電所に関する安全協定書（昭和57年6月12日締結）」（以下「県との協定書」という。）を尊重のうえ、鹿児島県立会いのもと次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守等）

- 第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及びこの協定を遵守し、甲区域の住民の安全の確保及び環境の保全のため万全の措置を講ずる。
- 2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、常に安全管理体制の強化に努める。
- 3 乙は、発電所の保守運営に伴って生ずる放射性廃棄物中の放射性物質の低減化のため、新技術開発の促進導入及び設備の改善に積極的に努める。

（事前説明等）

- 第2条 乙は、県との協定書に基づき協議を行う、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設の増設又は変更、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）については、甲に対して事前説明を行うものとする。
- 2 甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、意見を述べることができるものとし、この場合において、乙は誠意をもって対応する。
- 3 乙は、発電所の運転（試験運転を含む。以下同じ。）の状況及び安全対策に関して、特別な広報を行う場合は、甲に対して事前に連絡する。

（平常時における連絡）

- 第3条 乙は、次の各号に掲げる事項について、県との協定書に基づき鹿児島県に連絡を行う場合、その写しを甲に対して提出する。
- (1) 発電所の運転状況
 - (2) 環境放射線の測定結果
 - (3) 温排水の調査結果
 - (4) 発電所職員に対する教育訓練の実施計画及びその実施状況

（異常時における連絡）

- 第4条 乙は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、甲に対して直ちに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (5) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
- (10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他国に報告を要する事態が発生したとき。

(立入調査)

- 第5条 甲は、前条に定める場合において、県との協定書に基づき、鹿児島県が発電所敷地内その他必要な場所に立入調査を実施するときは、同行することができる。
- 2 前項の規定による立入調査の同行に当たっては、甲は乙に対し、立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(措置の要請)

- 第6条 甲は、前条の規定に基づく立入調査の結果、甲区域の住民の安全の確保及び環境の保全のために必要があると認めた場合には、乙に対して鹿児島県を通じて適切な措置を講ずるよう求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による求めがあったときは、誠意をもって措置する。

(連絡の方法等)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡する。

- (1) 第2条の事前説明等及び第3条の平常時における連絡は、文書をもって行う。
 - (2) 第4条の異常時における連絡は、電話等で通報した後文書をもって行う。
- 2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ、連絡責任者を定める。

(防災対策)

第8条 乙は、防災業務計画を樹立し、発電所の防災体制の充実強化を図るとともに、発電所に係る甲の地域防災計画の策定及びその実施に積極的に協力する。

- 2 甲は、鹿児島県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合であって、原子力災害対策特別措置法の施行に必要なときは、同行することができる。
- 3 前項の規定による立入調査の同行に当たっては、甲は乙に対し、立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(諸調査への協力)

第9条 乙は、甲が実施する安全確保対策についての諸調査及び資料の提出要請に積極的に協力する。

(無過失責任)

第10条 乙は、発電所の保守運営に起因して、甲区域の住民に損害を与えた場合は、補償しなければならない。

(協定の改訂)

第11条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議する。

(疑義又は定めのない事項)

第12条 この協定に定めた事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 いちき串木野市
いちき串木野市長 田 畑 誠 一

阿久根市
阿久根市長 西 平 良 将

乙 九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜 生 道 明

立会人 鹿児島県
鹿児島県知事 伊 藤 祐一郎